

**「キザロホップエチル」「キンクロラック」「クロチアニジン」「シアゾファミド」「ハロスルフロンメチル」「フルピラジフロン」「プロパモカルブ」「メタラキシル及びメフェノキサム」「メピコートクロリド」並びに「ラサロシド」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について**

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2号に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. キザロホップエチル（農薬）
2. キンクロラック（農薬）
3. クロチアニジン（農薬）
4. シアゾファミド（農薬）
5. ハロスルフロンメチル（農薬）
6. フルピラジフロン（農薬）
7. プロパモカルブ（農薬）
8. メタラキシル及びメフェノキサム（農薬）
9. メピコートクロリド（農薬）
10. ラサロシド（動物用医薬品及び飼料添加物）

(別添1)

## キザロホップエチル

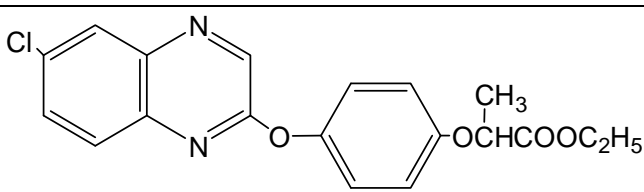
(キザロホップエチルには、キザロホップ、キザロホップエチル、キザロホップP、キザロホップPエチル及びキザロホップPテフリルが含まれるものとしている。)

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成24年10月5日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成22年12月10日付で、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	キザロホップエチル(Quizalofop-Ethyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	フェノキシプロピオン酸系の除草剤である。脂肪酸の生合成を阻害することにより、分裂組織中の細胞を破壊し、植物体を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:大豆、ばれいしょ、たまねぎ等 今回、だいこんへの適用拡大申請 使用方法:散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準:穀類、てんさい等 カナダ基準:にんじん、畜産物等 EU基準:もも、にんにく等(キザロホップとして) 豪州基準:てんさい、畜産物等 ニュージーランド基準:きゅうり、トマト等(キザロホップPエチルとして)
食品安全委員会での評価等	平成19年3月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年8月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年10月22日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.009 mg/kg 体重/day (評価結果には、キザロホップPテフリルは含まれていない。)	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

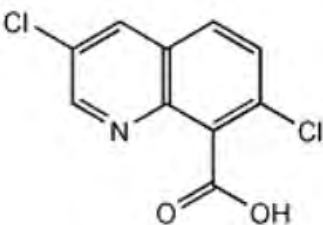
## キンクロラック

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年8月9日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成24年5月16日付で、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	キンクロラック (Quinclorac)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	オーキシシン活性を示すホルモン型の除草剤である。細胞壁の生合成を阻害することにより、除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 米、小麦等
		カナダ基準: 大麦、畜産物類 EU基準: 米 豪州、ニュージーランド: 基準なし
	インポートトレランス要請: なたね、ゴマの種子等(カナダ)	
食品安全委員会での評価等	初回	

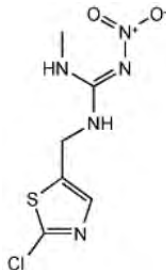
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## クロチアニジン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年7月12日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロチアニジン (Clothianidin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ネオニコチノイド系の殺虫剤である。昆虫の神経細胞の接合部においてニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経の興奮を遮断することで殺虫作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: きゅうり、りんご等 今回、水稲、さとうきび、ねぎへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.1mg/kg 体重/day
	国際基準	バナナ、大麦等
	諸外国	米国基準: だいず、ぶどう、もも等 カナダ基準: とうもろこし、なたね EU基準: グレープフルーツ、ぶどう、もも等 豪州基準: りんご、なし等 ニュージーランド基準: 哺乳動物、乳
食品安全委員会での評価等	【1】平成16年10月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成17年1月27日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成17年10月4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年12月7日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成20年1月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年2月28日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成23年6月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年3月1日 <b>食品健康影響評価結果 受理</b> ADI = 0.097 mg/kg 体重/day	

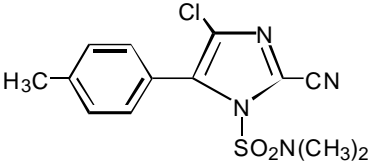
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# シアゾファミド

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年8月5日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	シアゾファミド (Cyazofamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられる。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、ぶどう等 今回、水稻への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準 : にんじん、うり科野菜等 カナダ基準: かぼちゃ、トマト等 E U 基 準 : ぶどう、うり科野菜 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 16 年 7 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 16 年 11 月 4 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 17 年 6 月 14 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 18 年 5 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 19 年 5 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 19 年 9 月 6 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成 21 年 10 月 27 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 22 年 3 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理 【5】平成 22 年 11 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 23 年 7 月 21 日 食品健康影響評価結果 受理 【6】平成 24 年 1 月 19 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 24 年 6 月 22 日 食品健康影響評価結果 受理 【7】平成 24 年 8 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 24 年 12 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 【8】平成 25 年 6 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 25 年 7 月 29 日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.17 mg/kg 体重/day</div>	

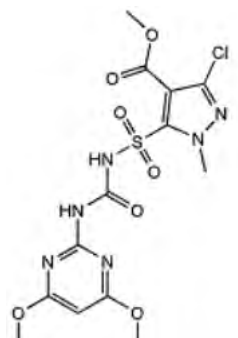
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ハロスルフロンメチル

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年7月30日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づき「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ハロスルフロンメチル (Halosulfuron-Methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホニルウレア系の除草剤である。バリン、ロイシン、イソロイシンの生合成に関与する植物に特有のアセトラクテートシンターゼ(ALS)を阻害して生長を停止させ、枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: さとうきび、水稻等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: りんご、アーティチョーク等 豪州基準: とうもろこし、さとうきび ニュージーランド基準: とうもろこし カナダ、EU: 基準なし
		インポートトレランス要請: ラズベリー、ブラックベリー等(米国)
食品安全委員会での評価等	平成15年7月1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年3月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年5月15日 食品健康影響評価結果 受理 $ADI = 0.1 \text{ mg/kg 体重/day}$	

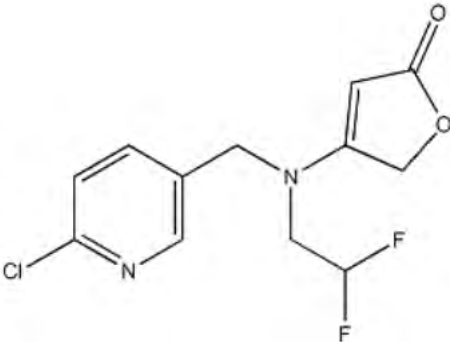
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フルピラジフロン

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年8月9日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルピラジフロン (Flupyradifurone)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ブテノライド骨格を有する殺虫剤である。害虫のニコチン性アセチルコリン受容体 (nAChR) を阻害して殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス要請: 小麦、トマト等(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

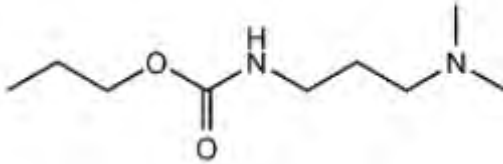
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# プロパモカルブ

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年7月12日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロパモカルブ (Propamocarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	プロピルカルバマート骨格を有する殺菌剤である。病原菌の菌糸細胞膜に作用し、細胞内容物の漏出を引き起こすことにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: レタス、きゅうり等 今回、たまねぎへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.4 mg/kg 体重/day
	国際基準	ばれいしょ、レタス、トマト等
	諸外国	米国基準: きゅうり、トマト等 カナダ基準: レタス、かぼちゃ等 EU基準: グレープフルーツ、ライム等 豪州基準: 葉菜類、果菜類等 ニュージーランド基準: ばれいしょ
食品安全委員会での評価等	平成17年10月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年7月9日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.29 mg/kg 体重/day (プロパモカルブ塩酸塩として)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

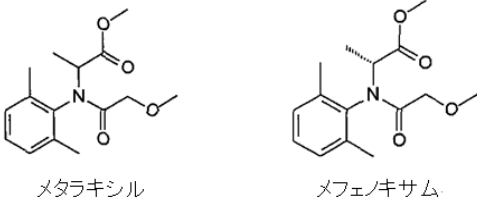


# メタラキシル及びメフェノキサム

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成24年8月30日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	メタラキシル及びメフェノキサム (Metalaxyl and Mefenoxam)	
構造式	 <p>メタラキシル</p> <p>メフェノキサム</p> <p>メタラキシルは、D体とL体を1:1で含有するラセミ体であり、メフェノキサムは、高い生物活性を示すD体である。</p>	
用途	殺菌剤	
作用機構	酸アミド系殺菌剤である。病原菌の菌糸伸長及び孢子形成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	<p>農薬登録がなされている。</p> <p>適用作物: 水稲、ばれいしょ、トマト等</p> <p>今回、ごぼう、だいこんへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.08 mg/kg 体重/day
	国際基準	大豆、にんじん等
	諸外国	<p>米国基準: てんさい、マンゴー等</p> <p>カナダ基準: 米、ブロッコリー等</p> <p>EU基準: たまねぎ、かんきつ類等</p> <p>豪州基準: パイナップル、マカダミアナッツ等</p> <p>ニュージーランド基準: アスパラガス、ベリー類等</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成19年5月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年3月5日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成22年9月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年7月7日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.022 mg/kg 体重/日</p>	

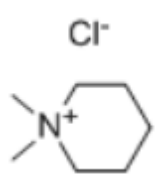
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# メピコートクロリド

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	メピコートクロリド (Mepiquat Chloride)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	茎葉部分等から植物体内に吸収され、ゲラニルゲラニルニリン酸 (GGPR) からコパリルニリン酸 (GDP) への酵素反応を阻害することで、ジベレリン生合成を抑制することにより作用 (着粒増加、新梢伸長抑制等) を発揮するものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物: ぶどう 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 牛、羊等 EU基準: ぶどう、にんにく等 豪州基準: なたね ニュージーランド基準: 穀類 カナダ: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

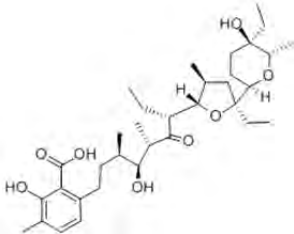
# ラサロシド

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年8月13日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年3月12日付で、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ラサロシド(Lasalocid)	
構造式		
用途	抗生物質(動物用医薬品及び飼料添加物)	
作用機構	ポリエーテル系抗生物質である。金属陽イオンとの親和性が高くイオノフォアと称される。細菌細胞内外の陽イオンの濃度勾配に作用し、異常なイオン濃度は是正のための ATP 枯渇が、細胞活動の停止を引き起こすと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	<b>【動物用医薬品】</b> 承認されていない。 <b>【飼料添加物】</b> 指定されている。(ラサロシドナトリウムとして。) 対象動物:牛、鶏	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準:牛、羊、鶏等 カナダ基準:牛、鶏 EU基準:鶏、七面鳥等 豪州基準:牛、鶏、七面鳥等 ニュージーランド基準:鶏、七面鳥等
		インポートトレランス要請:鶏(EU)
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【キザロホッフエチル】

- ・作物残留試験成績

【クロチアニジン】

- ・作物残留試験成績

【シアゾファミド】

- ・作物残留試験成績
- ・動物代謝試験成績（泌乳ヤギ（1998年）、産卵鶏（1999年））
- ・植物代謝試験成績（水稻、2011年）
- ・土壌中運命試験（2011年）

【ハロスルフロンメチル】

- ・作物残留試験成績

【プロパモカルブ】

- ・作物残留試験成績

【メタラキシル及びメフェノキサム】

- ・作物残留試験成績

【ラサロシド】

- ・神経毒性試験
- ・微生物学的試験
- ・代謝試験
- ・家畜残留試験成績